

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業等の財源として課税する目的税であり、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

		令和6年度 予算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）		581,429		
都市計画事業（歳出）		848,642	581,429	68.5%
7款 土木費		783,219	536,606	68.5%
	4項 都市計画費	783,219	536,606	68.5%
	6目 公共下水道費	783,219	536,606	68.5%
		下水道事業会計負担金	450,017	68.5%
		下水道事業会計出資金	86,589	68.5%
10款 公債費		65,423	44,823	68.5%
	1項 公債費	65,423	44,823	68.5%
	1目 元金	62,796	43,023	68.5%
		市債償還元金	43,023	68.5%
	2目 利子	2,627	1,800	68.5%
		市債償還利子	1,800	68.5%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。
 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。